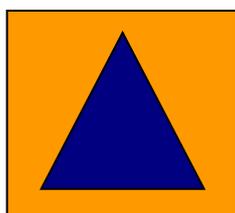


彦根市国民保護計画



令和6年7月

彦 根 市



表紙のマークは第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者に関する追加議定書）で規定された国際的な特殊標章であり、国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する車両などを識別するために使用することができる。

【本編 P-81】【資料編 P-64】 参照

彦根市国民保護計画 追 録 加 除 整 理 一 覧 表

追録の加除が終了しましたら、その追録号数、内容現在
および加除した日をこの表に記入し、押印してください。

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整 理 者 印	備 考
原 本	平成 29. 6. 29	— — —	— — —	— — —
NO. 1	平成 30. 6. 13	. .		
NO. 2	令和 元. 6. 20	. .		
NO. 3	令和 2 . 9. 24	. .		
NO. 4	令和 3. 9. 15	. .		
NO. 5	令和 4. 6. 30	. .		
NO. 6	令和 5. 6. 28	. .		
NO. 7	令和 6. 7. 3	. .		
NO. 8		
NO. 9		
NO. 10		
NO. 11		
NO. 12		
NO. 13		
NO. 14		
NO. 15		

追録号数	内容現在	加除整理	整理者印	備考
NO. 16		
NO. 17		
NO. 18		
NO. 19		
NO. 20		
NO. 21		
NO. 22		
NO. 23		
NO. 24		
NO. 25		
NO. 26		
NO. 27		
NO. 28		
NO. 29		
NO. 30		
NO. 31		
NO. 32		
NO. 33		

目次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務および市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市地域防災計画に基づく取組の活用	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	市民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	市民の協力	3
6	指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、 その他の特別な配慮	3
7	高齢者、障害のある人等への配慮および国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務または業務の大綱等	5
1	関係機関の事務または業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	10
3	その他	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急対処事態	14
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部局における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	20
2	県との連携	20

3	近接市町との連携	21
4	指定公共機関等との連携	21
5	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	22
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修および訓練	26
1	研修	26
2	訓練	27
第2章	避難および救援に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資および資材の備蓄、整備	32
1	市における備蓄	32
2	市が管理する施設および設備の整備および点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	35
1	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部の設置	38
2	通信の確保	41
第3章	関係機関相互の連携	42
1	国・県の対策本部との連携	42
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	市の行う応援等	44

第2章 国民保護措置に関する基本方針 <法第5条～第9条関係>

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に留意する。

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害のある人等への配慮および国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集または整理し、関係機関および市民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

* 資料9 情報の収集・伝達の流れ【資料編P-25参照】

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、児童、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者およびその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながら、データベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の市民および関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、市民および関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。(その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

* 資料10 警報の発令の流れ【資料編P-26参照】

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備(可聴範囲の拡大)を図る。

また、既に運用されている全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し、市民への多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用または居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できる

確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員および自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等を活用するなど、多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁および警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成など、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市対策本部設置運営訓練
- イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練および警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ウ 避難誘導訓練および救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会、自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用、または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難および救援に関する平素からの備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など、既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)参照。)

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載または記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められる。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害のある人、児童等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、児童等要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援の体制を構築するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会および自主防災組織等との連携を図る。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要であるため、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

*** 資料24 避難施設リスト、避難施設担当割【資料編P-52~55参照】**

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合において、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有する。

*** 資料23 輸送力(鉄道、バスなど)【資料編P-51参照】**

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

いて、整備し、または点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備および点検

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、およびバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

＜法第43条関係＞

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く市民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国および県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も活かしながら、市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、市立学校等において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、市民への周知を図る。

また、市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。

また、市は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ、全庁的な体制を構築する。

*** 資料3 市の体制および職員の参集基準等【資料編P-9~10参照】**

*** 資料5 連絡調整本部(イメージ)【資料編P-19参照】**

第2章 市対策本部の設置等

＜法第27条～31条関係＞

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市は、市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに、市対策本部を設置する(※事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

ウ 市対策本部員および市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員および市対策本部職員等に対し、災害時緊急通報システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎4階災害対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合など、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部を彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により、市対策本部の設置場所を変更する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

特に必要と認める場合には、同報系屋外放送設備によるサイレンを使用して住民に周知を図る。

ウ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)および消防庁が定めた方法により、迅速に市民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部および消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、児童、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は、警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等 <法第61条関係>

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

*** 資料11 避難の指示の流れ【資料編P-28参照】**

2 避難実施要領の策定

- (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他、避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し、必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

- (2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害のある人、児童等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人、児童等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険サービス事業者、障害者団体、児童福祉団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として、検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、避難するよう説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関、または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが、主な内容となる。

ときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。）および県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。市長は、「救援の程度および基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【医療活動等を実施する際に、特に留意すべき事項】

核攻撃等または武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して、医療活動等を実施する。

① 核攻撃等または武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ア 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 症状等が、既知の疾病と明らかに異なる感染症、または重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送および入院措置（必要に応じた、医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 救援の内容

市長は、救援に関し、事務の委任を受けた場合は、それぞれ、次の点に留意して実施する。

ア 収容施設の供与

- (ア) 避難所の候補の把握(市民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- (イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業、授乳や保育等利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数および世帯数の把握
- (ケ) 状況に応じて避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所運営の実施

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

- (ア) 食品・飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- (ウ) 提供対象人数および世帯数の把握
- (エ) 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供および助産

- (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣および活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索および救出

- (ア) 被災者の捜索および救出の実施についての県警察、消防機関および自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬および火葬

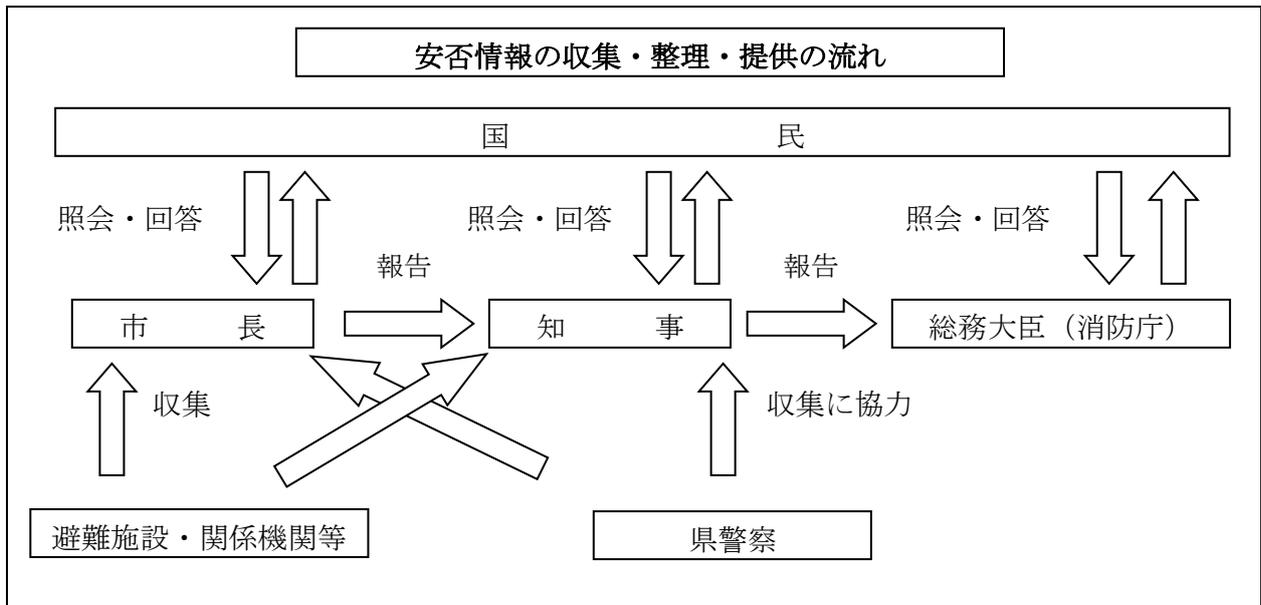
- (ア) 墓地および火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数および火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬および火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地および火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
- (オ) 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- (カ) 国民保護法第122条および国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬および火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第5条および第14条の特例)
- カ 電話、その他の通信設備の提供
 - (ア) 収容施設で保有する電話、その他の通信施設等の状況把握
 - (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - (ウ) 電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - (エ) 聴覚障害のある人等への対応
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - (ア) 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
 - (イ) 応急修理の施工者の把握、修理資材等の供給体制の確保
 - (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - (エ) 応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与
 - (ア) 児童生徒の被災状況の収集
 - (イ) 不足する学用品の把握
 - (ウ) 学用品の給与体制の確保
- ケ 死体の捜索および処理
 - (ア) 死体の捜索および処理の実施についての県警察、消防機関および自衛隊等の関係機関との連携
 - (イ) 被災情報、安否情報の確認
 - (ウ) 死体の捜索および処理の時期や場所の決定
 - (エ) 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保管(原則既存の建物)および検案等の措置)
 - (オ) 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃災害によって、住居、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - (イ) 障害物の除去の施工者との調整
 - (ウ) 障害物の除去の実施時期
 - (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

<法第94～96条関係>

市は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、安否情報の収集および提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について、必要な事項を、以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、その開設した避難場所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号および第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など、市が、平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

*** 様式2 安否情報収集様式(様式第1号)【資料編P-67参照】**

*** 様式3 安否情報収集様式(様式第2号)【資料編P-68参照】**

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

＜法第123条～125条関係＞

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保、その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人、その他、特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断、および消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、市民に対して情報提供を講ずる。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して、水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談、および指導を県と連携し行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬、または処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬、または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して、他の市町との応援等にかかる要請を行う。

ウ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物の収集、運搬または処分について検討するものとする。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等

重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、文化庁長官が、県を通じ、所有者等に対して、被害を防止するための命令または勧告が告知される。

この際、所有者等は、必要な措置をするため必要な場合は、県を通じ、支援を要請する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

国宝等（国宝、または特別史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、所有者等が上記命令または勧告に従わないとき等においては、文化庁または県の職員が当該国宝等の責任者となり、所要の措置を講ずることとなる。